

事故等発生

事業所等

・ケガ等又は死亡  
・行方不明

・法令違反・不祥事等  
・感染症、食中毒  
・火災等の災害  
・その他

家族

連絡

法令等に基づく  
届出・通報等

警察署  
保健所  
消防署

①

事業者を指定する県または市町

事故発生後(第一報)

事故報告書提出

追加報告(第二報)

総合福祉相談所  
電話0776-24-5138 (直通)

②怪我等をした利用者の支給決定市町

③事業所が所在する市町

②③に必要な応じて連絡する

(1)利用者のケガまたは死亡(原則として外部の医療機関での受診を必要としたもの。死亡については、医療機関に長期入院した後に病死した場合を除く全て)見舞金・賠償金・自傷行為・加害行為含む

(2)感染症または食中毒の発生(新型コロナウイルスはPCR検査を受けることが決まったら連絡)・MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、ノロウイルスは死亡者または重篤な患者が、1週間以内に2名以上同一の有症者が10名以上、全利用者の半数以上発生した場合

(3)無断外出により警察に行方不明者届をしたもの(サービス提供中に行方不明、無断外出による長期不在になった時点で、連絡。)

(4)職員(従業員)の法令違反、不祥事等の発生(例:業務上横領、個人情報紛失、送迎時の交通事故 等)

(5)その他、報告が必要と認められる事故の発生(例:利用者等の保有する財産を滅失させた場合、火災の発生 等)